

東京有明医療大学大学院看護学研究科委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京有明医療大学大学院学則第9条第2項の規定に基づき、東京有明医療大学大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、看護学研究科（以下「研究科」という。）所属の専任教授をもって組織する。ただし、必要に応じて研究科の准教授、講師、助教を加えることができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) その他教育研究に関する重要な事項で、学長が意思決定を行うため、委員会の意見を聞くことが必要であると学長が別に定めるもの。
- 2 その他研究科の運営に関する重要な事項を審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができるるものとする。また、必要に応じ、学長に対して意見を述べることができるものとする。

(議長)

第4条 委員会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長の指名した教授がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数の出席をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定足数の算定)

第6条 委員会の定足数の算定においては、次の各号に掲げる者は除外するものとする。

- (1) 海外出張中の者
- (2) 1月以上にわたる病気休暇中の者
- (3) 休職中の者
- (4) その他引き続き1か月以上にわたり、会議に出席することができないと認められる者

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、委員会の承認を得て、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(開催)

第8条 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、議長が必要があると認めるときは、臨時に開会し、又は休会することができる。

(報告)

第9条 委員会の審議結果は、議長が学長、理事長に報告するものとする。

(議事録)

第10条 委員会は、議事録を作成し、議長のほか、出席の教員のうち2人が署名押印し、これを保存しなければならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学務部において処理する。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、委員会及び大学院委員会の審議を経て、理事会で議決を行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。